

練馬区立敬老館で施設の運営のほかにご協力いただく区の事業等について（一例）

ここでは、ご協力いただく事業等のうち主なものを掲載しています。事業等は今後変動することもあります。これらの事業等にご協力いただくことを前提に、提案を行ってください。

（一例）

No	事業等の名称	概要	実施時期
1	事業周知・啓発等に関するパンフレット・冊子等の配布・閲覧、ポスターの掲示	区報、区議会だより、区の事業や啓発、計画等に関するパンフレット・冊子等を施設に備え置き、区民への配布・閲覧およびポスターの掲示をお願いします。	随時
2	「区長への手紙」の配付	区政に対する要望・意見等を、区に提出できるよう、「区長への手紙」の用紙を施設に備え置き、区民への配付をお願いします。	随時
3	区政に関する要望等の回答	施設に関する要望、苦情等が寄せられた場合、迅速な回答をお願いします。	随時
4	小災害応急対策	小災害応急対策実施要綱(昭和58年12月27日練総防発第265号)に基づく一時避難所として、小災害(暴風、豪雨、火災等)の際に、施設を利用する。	小災害発生時
5	災害時における避難者の受け入れ等の対応	「一時避難場所」として受け入れる。また、災害の規模や被害の状況により、区が当該施設を「臨時的避難所」として開設する場合や、災害活動拠点として使用する場合に、区に協力して運営する	区内に地震、豪雨等の災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合
6	男女共同参画の推進の理解を深める取り組み	各指定管理者においては、その従事職員等が、練馬区男女共同参画計画に基づき、男女共同参画の推進を行えるように、可能な形態(各指定管理者の自主研修、区が実施する男女共同参画事業への参加、男女共同参画啓発資料の回覧など)で男女共同参画の推進を行う。	随時(区の男女共同参画推進事業の実施時期は、ねりま区報、練馬区ホームページで確認する。)
7	人権問題について理解を深めるための取り組み	各指定管理者においては、その従事職員等が、人権問題を正しく認識し、利用者等の人権に配慮した適切な対応が行えるように、可能な形態(各指定管理者での自主研修、区が行う人権啓発事業に参加する、人権に関する啓発資料等を回覧するなど)で人権研修を行う。	随時(区の人権啓発事業の実施時期は、ねりま区報、練馬区ホームページで確認する)
8	えせ同和行為等があった場合の対応	「えせ同和行為への対応について」(21練総人第122号平成21年5月25日付)に準じ、毅然とした対応をする。対応をした場合には、施設の所管課を通じて人権・男女共同参画課に報告する。	えせ同和行為があったとき

9	施設に差別的な落書き等がされた場合の対応	施設に差別的な内容の落書きがされているのを発見した場合には、直ちに利用者等の目に触れないように処置したうえで、現場を写真に撮るなど記録をし、所管課を通じて人権・男女共同参画課へ報告する。所管課の指示により落書きを消去する(落書き消去に必要な経費は、施設修繕料に関する費用負担の取り決めに従う)。	落書き発生時
10	寿大学通信講座	月1回、受講生の作品を受け取り、添削済の作品を返却し、翌月のお手本・課題等を渡す。 また、随時新規受講生の申込受付をお願いする。	通年
11	「避難行動要支援者名簿登録票」の配付	災害時に自力で避難することが困難な方等の名簿を作成して災害に備えるため、「避難行動要支援者名簿」の登録票とチラシを区内施設に備え置き、配付をお願いする。	常時
12	福祉のまちづくり推進事業	練馬区バリアフリーマップ作成等に伴い、建物の現況調査への回答および現地調査への協力をお願いする。	未定
13	三療サービス事業	申込み用のハガキをはつらつセンター、敬老館、地区区民館、厚生文化会館に置き、希望者への配布をお願いする。 <事業の内容> 区内に居住する満65歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のうち希望するサービスを、年4回を限度に練馬区三療師会に加入している施術所で1回1,500円の本人負担で受けることができる利用券を交付する。	常時
14	高齢者いきいき健康事業	申込み用のハガキ(「高齢者いきいき健康事業のご案内」)を各施設に置き、希望者への配布をお願いする。 <事業の内容> 区内に居住する当該年度内に75歳以上の高齢者を対象に、区内公衆浴場、区内理容店・美容店、区内はり・灸・マッサージ指圧施術所、豊島園庭の湯、区立少年自然の家「ベルデ」、区内スポーツクラブ、練馬区いきがいデイサービスの7つのメニューのうち、希望する1つのサービスに対して補助券等(いきいき健康券)を交付する。	常時
15	緊急避難所事業(ひまわり110番)	原則として全ての区立施設等を「地域における緊急避難所」に指定し、子どもたちの緊急時の駆け込み場所としている。各施設には、緊急避難所標示板(ひまわり110番のステッカーまたは、プレート)を掲出する。子どもたちの駆け込みがあった場合は、子どもを保護し、必要に応じて警察に連絡をする。	開館時間内常時
16	選挙啓発物品等の設置	各種選挙執行時に、選挙の周知のため、区立施設に啓発物品(看板・のぼり・ポスター・チラシ等)の設置・掲示をお願いする。また、一部の地区区民館においては、物品等の一時保管をお願いする。	各種選挙の公示日・告示日の2週間前から投票日まで

(令和3年度に会場として使用する事業)

1	いきがいデイサービス事業	65歳以上の区民を対象に、外出の機会として体操や趣味活動、会食を実施することにより、高齢者の閉じこもりの防止および介護予防を図る事業。	毎週1回 通年実施
2	健康維持に関する各種講演会・講習会	各種講演会:講師を招いて運動・講義 歯科・栄養・食育に関する講習会など	実施内容(参加者の人数、講師の都合、地域の要望等)によって月に1~2回程度、施設を利用することもあり得る。
3	健康維持に関する各種講演会	各種講演会:医師、管理栄養士、歯科衛生士などの講師を招いて運動・講義	実施時期は講師の都合や地域の要望により未定。